第３回　被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会
議事概要について

１．検討会の概要

日時：平成 25 年 12 月６日（金）10：00～12：00
場所：合同庁舎５号館３階内閣府防災Ａ会議室
出席者：室崎座長　飯沼、重川、杉原、各委員
　　　日原統括官、青柳参事官、尾崎参事官、田平企画官、北村補佐、
　　　杉山補佐、石切山補佐

２．議事概要

【検討課題１】関係
　事務局より、竜巻被害における被災者支援の現状について説明と、欠席委員からの提示資料についての説明を行った。その結果を踏まえて意見交換を行った。

＜主な意見等＞
○欠席委員の提示資料は、同じ災害で被災者支援に差はあるべきではなく、総合的な支援を行うべきという趣旨と思われる。

○同じ災害に支援に差が出ないような総合的な支援策を考えることは必要であるが、それは竜巻に特化したものである必要はない。欠席委員からのご指摘通り、竜巻のような市町村域と被害エリアが一致しないという災害特性を踏まえ、技術的支援により迅速な支援措置につながるような仕組みの構築を検討すべきではないかと考える。

○例えば津波や地震だったら地盤の悪いところには住まない、水害だったら危険な地域を避ける、建物だったら耐震性を高めるとか、住民の自助努力で被害を事前に回避するという努力をすることができる一方、竜巻は、ミティゲーション（被害の回避）ができない点が特徴であるが、その点を踏まえても、被害は、他の災害と同様であり、被災者支援については、竜巻に特化したものではなく、市町村域で格差が生じないような総合的な支援策を検討することが必要である。

○竜巻だけに特化するのではなく、災害全般で考えていくべきだ。

【検討課題２】関係

事務局より、今後の被災者生活再建支援制度についての説明と、欠席委員からの提示資料についての説明を行った。その結果を踏まえて意見交換を行った。

＜主な意見等＞

○①②③の案でいうと、②もしくは③というか、委員の御意見は②だと。特に②だという。他の委員は②が難しければ③だと。知事会は①だと言っている。どう考えるべきか。

○現行の国と地方の役割分担を前提とした上での不公平感の解消、公平性、迅速な支援についての議論だとすれば、当面の措置として都道府県が新規に拠出した互助制度を創出したり、現行の基金から新しい別勘定を設置するような、基金の一部を毀損する形で新制度を構築することは、この議論の前提を逸脱しているように思える。

○今の制度の趣旨は都道府県が互助の精神で一義的な責任をもって決めるというものであり、全国知事会の要望の内容についても、単一県で起きる豪雨災害などの小規模な災害を新たな支援対象とするということにはならない。一方で、今回の竜巻災害のような広域に点在するが全国的に災害規模を見れば支援法の適用になるものが、市町村単位という線引きの中で拾えない。そのため、広域的な自然災害が発生した場合、後はとらえ方の問題であるので、全国レベルで見れば、従前の市町村単位で対象範囲を選定するという考え方を変えるのがよいと思う。

○市町村で手に負えない被害が出た場合には、県が、それでも対応が困難な場合には支援法を適用して国が担保するという現在の枠組みは確保すべきであると考える。基本的には都道府県による支援措置で対応すべきであり、それを何らかの条件が変化して全壊戸数が一定以下であっても支援法を適用して国が支援をしなければならないという、その理由が明確でない。国がどうこうではなく、都道府県で解決策をお考えいただき、都道府県で実行していただかなければ、国としてどうこうという問題ではない。

○国が補助すれば自治体としては助かるかもしれないが、竜巻だけではないが、

何らかの被害が発生した場合に、現行の枠組みで市町村や都道府県では支援が行えないという正当な理由が見えてこないため、今回の資料にある「②」のパターンが本来あるべき姿で有る。ただし、可及かつ速やかに被災者支援を行わなければならない場合、どうしても難しければ「③」という考え方が妥当ではないか。

○「①」の枠組みとした場合、都道府県も国もともに拠出するのかという問題がある。一方で、都道府県としては、相互扶助の制度をつくっているので、できればこの制度の中でやっていきたいと思っている。したがって「①」を最善としつつ、①が困難であれば、当面の間の次善の案としては「③」もあるように思う。

○既存の制度の考え方や枠組みを変えない、ということの解釈が２通りとなっている。１つは、支援法適用の戸数要件を変更することが既存の制度の考え方や枠組みの変更につながるという意見、もう一つは都道府県の互助精神による支援を超えて新たな制度を作ること自体が既存の枠組みの変更につながるという意見である。

○他委員の言われるとおり、市町村、県、国という段階的な支援への関わり方については理解しており、現在の制度もそのようになっている。今回の全国知事会の要望は、市町村、県、国という段階的な支援の関わり方の体制を崩すというものではなく、「同一災害」であるものは、市町村単位では適用対象外であっても全国レベルでの互助を必要とする災害として考えるという内容であろうと思う。要望レベルだが、都道府県が２分の１を負担するということについてコンセンサスができていると思う。

○「同一災害」という定義は、竜巻以外の台風や豪雪などの災害を考えると、難しい。

○この制度がスタートしたときに、基金を積み立てて出た運用益で各年の適用災害への支援をやりましょうと。それは当然、国の２分の１の補助がセットということで、都道府県の合意を得たのが互助制度の根本。ここの運用益だから好きなように使っていいとすることは、法的に可能かもしれないが、物の考え方としてはいかがなものか。「同一災害」の考え方、認定の難しさは他委員の意見のとおりだと考える。

○今回の提言については、場合によっては両論併記も考えたい。

○前回の「中間のまとめ」以外で検討が必要な項目としては、世帯単位で支給という考え方になっているが、離婚して別世帯として支給を受けるといった不正受給や世帯人員に限らず支援額が同じであることへの不公平感などが指摘されている。

○前回の「中間のまとめ」以外で検討が必要な項目として、罹災証明書を速やかに交付することが法律に規定されたものの、依然として被害認定が自治事務の範囲を超えておらず、自治体間で判定結果や調査方法に差があることについて、本検討会で実施するかは別として、何らかの整理も必要ではないか。

○県で研修会を実施して家屋被害認定士の登録制度を作っている。災害が起こったら、その方々が被災地へ行って、現地職員と一緒に判定することで客観的な判断ができる。

【検討課題３】関係

事務局より、竜巻災害発生時の災害救助法の適用についての説明と、欠席委員からの提示資料についての説明を行った。その結果を踏まえて意見交換を行った。

＜主な意見等＞

○考え方には賛成である。災害救助法の適用も迅速性が求められるが、従来は被害が発生してからの適用であった。今後、災害の進行状況を的確に把握可能な内閣府に法律が移管されたことを受けて、「４号規定（被害が発生する恐れがある場合に適用可能な規定）」を活用して迅速に適用できるよう、適用事例の周知を図るなどに取り組んでいただきたい。

○まずは竜巻についてが急ぎの対応であるため、竜巻についての対応になるが、今後様々な災害についても状況を整理し、適用の判断の参考となる一定の基準のようなものが示されるとよい。

【検討課題４】関係

事務局より、被災者に対する総合的な相談体制等の推進・充実についての説明と、欠席委員からの提示資料についての説明を行った。その結果を踏まえて意見交換を行った。

＜主な意見等＞

○東日本大震災の被災者を見ても、自ら情報を集めて対応できる被災者がいる一方で、サポートがないと進められない被災者も多い。そのため手厚い情報提供は必要であるが、現在災害発生時に出されている資料は、提供のタイミングがむしろ早すぎ、被災者が実際に生活再建等に取りかかる時期とずれている。

○サポートが必要な被災者への対応を考えると、そうした点に不慣れな行政職員が窓口対応に当たるというのは限界がある。保健・福祉の分野で被災者支援を行っている部隊と連携をとりながら、支援を行っていく必要がある。

○住まいの再建の状況を見ると、安易に災害公営住宅に流れすぎているように感じている。ただ住む場所を提供するというのではなく、地域の中で生き生きと暮らせるなど、もっと多様な住まいのあり方に関するメニューを提示すべきである。

○相談窓口の設置はやるべきだが、本当のワンストップサービスのあり方など、窓口の具体的な体制については詳細に検討していかなければならない。例えば、窓口で税理士やファイナンシャルプランナーなどもおり、資金面も含めて住宅再建について検討できるような仕組みが理想的である。

以上